

第 4 回

熊本県議会

経済常任委員会会議記録

平成24年9月28日

開 会 中

場所 第 4 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 経済常任委員会会議記録

平成24年9月28日（金曜日）

午前10時1分開議

午前11時58分閉会

本日の会議に付した事件

議案第2号 平成24年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第11号 熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の制定について

議案第24号 財産の処分について

議案第25号 熊本県総合エネルギー計画の策定について

報告第21号 財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について

報告第22号 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第23号 希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第24号 財団法人くまもとテクノ産業財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第25号 財団法人熊本県起業化支援センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第26号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第27号 財団法人荒尾産炭地域振興センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第28号 県有地信託の事務処理状況を説明する書類の提出について

報告第29号 財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況を説明する書類

の提出について

報告第30号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①最近の本県に関連する中国との交流等の状況について

②平成24年度基金事業の取組みについて

③荒瀬ダムについて

④阿蘇車帰風力発電について

⑤労使紛争解決制度（あっせん等）等について—平成24年1月～8月の状況—

出席委員（8人）

委員長 佐藤 雅 司

副委員長 浦田 祐三子

委員 村上 寅美

委員 岩下 栄一

委員 平野 みどり

委員 高野 洋介

委員 高木 健次

委員 泉 広幸

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

部長 真崎 伸一

政策審議監 出田 貴康

商工労働局長 森 永政英

新産業振興局長 高口 義幸

観光経済交流局長 松岡 岩夫

首席審議員兼

商工政策課長 木村 敬

商工振興金融課長 伊 東 英 典
労働雇用課長 大 谷 祐 次
産業人材育成課長 古 森 美津代
産業支援課長 奥 藺 惣 幸
エネルギー政策課長 山 下 慶一郎
企業立地課長 渡 辺 純 一
観光課長 小 原 雅 晶
首席審議員兼
国際課長 山 内 信 吾
くまもとブランド推進課長 坂 本 孝 広
企業局
局長 河 野 靖
次長兼
総務経営課長 古 里 政 信
工務課長 福 原 俊 明
労働委員会事務局
局長 柳 田 幸 子
審査調整課長 橋 本 博 之

事務局職員出席者

議事課課長補佐 平 田 裕 彦
政務調査課課長補佐 森 田 学

午前10時1分開議

○佐藤雅司委員長 ただいまから第4回経済常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願い申し上げます。

また、本日の説明等を行う際、執行部の皆さん方は着席のまま行ってください。

それでは、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願い

いたします。

○真崎商工観光労働部長 お許しをいただきましたので、着座のまま御説明申し上げます。

商工観光労働部関係の提出議案の説明に先立ちまして、県内の景気雇用状況及び当部の取り組みの方向につきまして御説明申し上げます。

日銀熊本支店が9月3日に発表した金融経済概観では、県内の景気は横ばいで推移している状況とされています。

県内製造業の生産は、海外からの受注減少が続いていることなどから、IT関連や電気機械関連で稼働率を低下させる動きが見られます。

また、雇用情勢については、7月の有効求人倍率が0.66倍と低い水準で推移しており、依然として厳しい状況です。

景気の先行きについては、復興需要が期待される反面、世界景気のさらなる下振れやデフレの影響など、依然として不透明な状況となっております。

商工観光労働部としましては、引き続き中小企業の資金繰り支援や雇用対策など、県内中小企業者、労働者に対するセーフティーネットの充実に努めるとともに、成長分野に力点を置いた施策を積極的に推進し、県内景気の浮揚に全力を挙げて取り組んでまいります。

それでは、提出議案の概要について説明させていただきます。

平成24年度9月補正予算について、お手元の経済常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

労働雇用課予算として、総額1億8,000万円余の増額補正をお願いしております。

その内容は、緊急雇用創出基金に係る市町村事業への補助1億2,900万円、中高年齢者等の失業者に対する就業支援に係る経費5,10

0万円余でございます。

また、緊急雇用創出基金事業に関する債務負担行為が1件ございます。

次に、条例の制定1件と財産の処分1件、計画の策定1件、県が資本金等の25%以上を出資している法人の経営状況等についての報告10件でございます。

なお、法人の経営状況報告につきましては、本年7月の条例施行により、県の出資比率等が50%以上から25%以上の法人等に対象が拡大されたため、報告件数は昨年度から4件ふえて10件となっております。

そのほか、本日は最近の本県に関連する中国との交流等の状況と平成24年度基金事業の取り組みについて御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、御審議よろしく願います。

○大谷労働雇用課長 労働雇用課でございます。

委員会説明資料の2ページを、願います。

失業対策総務費の雇用対策でございますが、緊急雇用創出基金を活用した2事業で、1億8,000万円余を願っています。

右の説明欄1の、緊急雇用創出基金市町村補助事業ですが、これは説明欄にありますように、1年以内の短期の雇用、就業機会の確保のために市町村が行う事業に対する助成でございます。

2の緊急雇用創造プログラム推進事業については、これは中高年齢者等の失業に対する雇用機会の提供に要する費用でございます。当初予算で予算措置させていただいた100名分に加えまして、さらに100名分の増額補正を願っています。

次に、3ページを願います。

債務負担行為でございますが、緊急雇用創出基金事業について限度額8,900万円余を3億3,600万円余に、2億5,000万円ほど増額変更を願っています。これは、今回増額補正を願っています緊急雇用創造プログラム推進事業のほか健康福祉部がやります現任介護職員等研修支援事業、働きながら資格を取る介護雇用プログラム推進事業について、事業期間が25年までの2カ年に及ぶため、一括で債務負担行為の限度額を増額変更するものでございます。よろしく願います。

続きまして、財団法人熊本テルサの経営状況を説明する報告でございます。別冊の経営状況を説明する書類により説明させていただきます。

まず、1ページの財団の概要でございます。当財団は、平成8年に勤労者等への職業情報の提供、教養・文化、研修、スポーツ等の活動の場を提供することにより、勤労者の福祉の充実等を図ることを目的として設立しております。

続いて、2ページを願います。平成23年度の事業状況の報告でございます。

(1)の情報提供事業、教育・研修事業、健康増進事業、教養・文化事業を行いますとともに、(5)の熊本テルサ運営事業として、宿泊、レストラン、婚礼、宴会などにおいて県民に各種のサービスを提供いたしております。

続いて、3ページを願います。

施設の利用状況を示しております。平成23年度は46万6,000人の方々に御利用いただいております。前年度に比べますと2.5万人増加しております。平成23年度に策定いたしました新中期経営改善計画に基づき、経営改善に努めているところでございます。

5ページを願います。正味財産増減計算書でございます。企業会計で言います損益計算書に当たります。

経常収益は、前年度4,700万円増の8億5,000万円、経常費用については8億6,000万円余になっております。これにより、当期の経常増減額いわゆる利益でございますけれども、前年度の5,300万円の赤字から600万円余の赤字ということで、経営改善しております。これは、利用者の全体的な増加と経費削減によるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。23年度の貸借対照表でございます。

Iの資産の部でございますけれども、流動資産が現金、預金を合わせまして1億1,300万円余、2の固定資産が有形、無形固定資産、基本財産と合わせまして4億4,500万円余でございます。これにより、資産総額は5億5,900万円余となっております。

負債の部でございますけれども、買掛金等の流動負債が4,800万円でございます。残りが正味財産でございます。正味財産は5億1,000万円余となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。ここからは、24年度の事業計画でございます。

平成24年度におきましても平成23年度と同様、勤労者の福祉向上を図ることを目的に、職業等の情報提供や、11ページになりますけれども熊本テルサの運営事業など、昨年度と同様に各種の事業を行う予定でございます。昨年度に引き続き新中期経営改善計画に基づきまして、県民へのサービスの向上と収益力の強化を図ることとしております。

12ページをお願いいたします。24年度の収支予算書でございます。

本年度予算額の欄でございますけれども、収入の部が9億7,500万円余を見込んでおりました。支出の部でございますけれども、レストランの大規模改修を含めて、当期支出は合計9億6,500万円余となり、収支差は約1,000万円を見込んでおります。

以上が、財団法人熊本テルサの事業計画等

でございます。

続きまして、次の別冊公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況について御説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

雇用環境整備協会は、1ページの概要のとおり、平成3年に地域の発展を担うべき人材の確保・育成・定住促進に寄与することを目的に設立されたもので、基本財産は1億円で、全額県の出捐によるものです。また運用財産の28億円は、県のほか市町村、企業等からも出捐いただいております。

続きまして、2ページをお願いいたします。平成23年度に実施しました事業を記載しております。

協会においては、若年者向けの支援を事業の大きな柱としておりました。①のキャリア形成支援事業といたしましてライフプランニング授業、企業見学や職業講話等のさまざまな事業を実施しております。

さらに4ページのとおり、②の就職支援事業として実践型セミナー、③若年者地域連携事業といたしまして、内定者セミナーや若手社員の研修を実施しております。

また4ページの③の中小企業若年者雇用環境整備推進事業につきましては、国と県が協同で運営しておりますジョブカフェの機能強化を図りますとともに、県内中小企業と若者とのマッチングの促進を図っております。

5ページの④の、ふるさとハローワーク就職支援事業は、世界的金融危機後の緊急雇用対策関連事業といたしまして、離職者や新卒者等へのセミナーや講座の開催による就労支援を実施しているところでございます。

7ページをお願いいたします。正味財産増減計算書でございます。企業会計の損益計算書に当たります。

まず①の経常の増減の部でございますけれども、経常収益1億500万円余でございます。経常費用は1億1,300万円余となってお

ります。差し引き800万円余の赤字となっております。ただ、経常外増減の部でございます。経常外収益として投資有価証券の償還益とか評価益等々がございまして、差し引き経常外増減で4,200万円余でございますので、いわゆる当期利益であります当期一般正味財産増減額は3,400万円余の黒字となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。

資産の部でございますけれども、流動資産が1億1,600万円余、固定資産が29億2,600万円余で、資産合計が30億4,300万円余となっております。

負債の部でございますけれども、流動負債が500万円余で、正味財産は30億3,800万円余となっております。

続きまして12ページでございます。

ここからは、平成24年度の事業計画でございますが、若年者向けの支援と中小企業の支援の2つに重点を置いて事業を実施することとしております。

まず1の若年者向けの支援では、引き続き(1)のジョブカフェサポート事業の運営の充実を図るとともに、(2)のキャリア形成支援事業と(3)の就職支援事業を実施いたします。

13ページをお願いいたします。

(4)の若年者地域連携事業では、労働局から受託を受け、若者に対する職業意識の形成支援や内定者、若手社員に対するセミナー等を開催いたします。

(5)の高卒未就職者フォロー事業は、県の委託で高卒未就職者に対して、登録制による手厚い就職支援を実施いたします。

(6)の将来の『夢＝仕事』発見事業は、県の委託で高校生に対して専修学校等を利用した仕事の実習等を実施します。

次に、3の企業支援事業につきましては、企業向けのスキルアップセミナーや人材育成

セミナー等を開催して、社員のスキルアップや職場定着等を推進することとしております。

続きまして、15ページをお願いいたします。収支予算書でございます。

事業活動収入につきましては、国からの委託費の減少等により財産運用収入と受託収入事業の収入等を合わせて7,700万円余に減っておりますけれども、事業活動支出合計につきましては9,200万円余となっております。事業活動収支差額につきましてはマイナス1,400万円余でございますけれども、繰越金等を取り崩して事業はしっかりやっていきたいというふうに考えております。

以上で、環境整備協会23年度の決算及び24年度の事業計画の説明を終わります。

もう1本済みません、希望の里ホンダ株式会社の経営状況について、引き続き報告をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

希望の里ホンダは、1ページの概要のとおり昭和60年に旧松橋町に重度障がい者の雇用の場を拡大する目的で、本田技研工業さんと熊本県、宇城市の3者が出資して設立いたしました第三セクターでございまして、資本金は5,000万、本田技研が51%、県が44%出資しております。

県議会の法人の経営状況の報告に関する県出資比率の見直しに伴う、初めての報告となります。

2ページをお願いいたします。

平成23年度に実施しました事業を記載しております。当社は従業員50名で、本田技研熊本工場関連の原動機、輸送用機械器具、農機具等の製造を行っており、平成23年度からは新たに自動車の取り扱いマニュアルの印刷等も手がけております。

続きまして、4ページの損益計算書をお願いいたします。売上高が76億2,000万円余でございまして、売り上げ原価が75億3,000万

円余、一般管理費が1億円余でございますので、営業損失が1,000万円余りとなっております。ただ、国等からの助成金が2,000万円余ありますので、経常利益については1,100万円余りの黒字となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。平成23年度の貸借対照表でございます。

資産の部でございますけれども、流動資産が11億6,000万、固定資産が1億円余り、資産合計が12億6,000万となっております。

負債の部でございますけれども、流動負債と固定負債、合計11億2,000万円余で、純資産の部は資本金と利益剰余金、合計で1億4,000万円余りとなっております。

続きまして、7ページをお願いします。ここからは、平成24年度の事業計画と収支計画でございます。

本田技研グループの全体の生産体制の見直しから、二輪、四輪の部品生産の受注額が減少する見込みであり、収益の出る体質づくりの継続と、車の取り扱いマニュアルの受注拡大を進めることといたしております。これによりまして売り上げ66億9,000万円余を確保いたしまして、経常利益で196万円余の黒字を達成することとしております。

以上で、希望の里ホンダの23年度の決算、24年度の事業計画の説明を終わります。

よろしく御審議方お願いいたします。

○古森産業人材育成課長 経済常任委員会資料のほうを、お願いいたします。

資料4ページの、熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、9ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

2の、条例制定の必要性としましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、職業能力開発促進法の一部

が改正されました。この中で、これまで国が定めていた職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等につきまして、県の条例で定めるものとされましたので、今回新たに条例を制定するものです。

具体的には3の内容に示しておりますが、県が設置しております(1)熊本県立熊本高等技術訓練校及び(2)熊本県立技術短期大学校におきます訓練対象者・教科、訓練期間などの訓練基準、職業訓練指導員の資格基準及び無料とする公共職業訓練の基準等につきまして定めるものでございます。今回の条例制定に当たりましては、原則として国の基準に沿って定めております。この条例の施行期日につきましては、平成25年4月1日からを予定しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○奥菌産業支援課長 委員会説明資料15ページにあります報告第24号財団法人くまもとテクノ産業財団の経営状況について、別紙のほうでございます。経営状況を説明する書類により御説明をいたします。

1ページをお開きください。

この財団は平成13年に熊本県中小企業振興公社とくまもとテクノポリス関係の2財団が統合し設立されました。

けさの熊日新聞にちょっと掲載されておりましたけれども、きのう理事会がございまして、来年25年度4月に新公益財団法人を目指す、それから名称のほうにつきましても、くまもと産業支援財団と改めるということでございます。

2ページをお開きください。

基本財産でございますけれども、6億8,300万円余でございます。県の出資割合は、45.3%でございます。

組織図のほうでございますけれども、現在1部3センター体制で活動しております。主

に旧中小企業振興公社がやっておりました中小企業への支援ということで、設備の近代化とか下請取引の円滑化など、地場企業の支援をする中小企業支援センターと旧テクノポリス財団の流れでございます研究開発を支援いたしまして、高度技術を推進する産学連携推進センターを中核にしております。

職員数は、総勢で68名ということで、かなりさまざまな立場の職員で構成されているところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページでは、23年度の事業及び会計体系図が載っておるところでございます。

一般会計の中では計画支援事業など、かなり数多くの事業を実施しておるところでございます。事業規模で申しますと全体が14億でございます。事業費ベースで9億余りでございます。

また、当財団の特徴といたしましては、特定の目的のための基金、これを原資といたしまして9つの特別会計を持っております。

左側黒囲みのところでございますけれども、そちらのほうの事業を合わせますと大体2億弱になります。そういう各種事業を展開しておるところでございます。

詳細につきましては、7ページ以降になります。非常に量が多うございますので、今回はちょっと省略させていただきたいと存じます。

続きまして、28ページをごらんください。貸借対照表でございます。

一番下の欄にありますのが、全体の資産合計になります。見ていただきますと、23年度104億3,600万円余が資産として計上されております。昨年に比べますと、4億6,200万ほど減少しております。

ちょっと減少幅が大きいので、減少の内容につきまして若干説明させていただきます。

上段のほうに、資産の部というのがございます。ここで流動資産合計ということでござ

いますが、ここで3億3,000万ほど減になっております。

内容といたしましては、各施設、上のほうから流動資産の3番目でございますけれども、そこが8,600万ほど減になっております。これは設備貸与事業というのがございまして、その事業が減少しているというところから減っているということでございます。

それから、下から3番目の未収金がございます。そこが1億円余ちょっと下がっております。これは、未収金が減少した、財団は国とか県から委託事業を受けておりますので、年度末にその決算がまだわからないということで未収金扱いになりますので、その部分になりますけれども、その部分が減っているということでございます。

それから、下の貸倒引当金につきましては、それを積み増したということで、7,400万円余減っているというようなことでございます。

それから、真ん中のところが特定資産ということで、先ほど申しました基金をいっぱい持っておるということでございまして、特定資産の合計が77億9,000万円余、大体78億円持っております。その部分を、3,000万ほど取り崩しておるということでございます。

それから、その下のほうに、その他固定資産合計というのがございます。これは土地・建物を持っております11億円余でございますけれども、建物が古くなりますと減価償却をいたしますので、その部分が9,300万円余下がっている。その合計が4億6,000万になったというようなところでございます。

次に、42ページをお願いいたします。24年度の事業でございます。

23年度と同じく、幅広い事業を行わせていただきます。個々の事業につきまして及び収支計算書については省略をさせていただきたいと存じます。以上でございます。

続きまして、起業化支援センターの経営内

容について御説明いたします。別紙の経営状況を説明する資料をお開きください。1ページでございます。

この財団は、平成8年に設立しております、ことしで17年目を迎えます。新規起業者や新分野へ進出する企業、いわゆるベンチャー企業でございますが、これを育成することで新しい企業、産業を興す目的を持っております。

5のところの業務の概要でございますが、ここではそういうベンチャー企業に対しまして株式及び転換社債を引き受けることによる資金供与ということでございます。通常、銀行から融資じゃなくて株式を買う、そういうことで支援をするということでございます。

6番、基本財産が10億程度、投資原資が7億7,000万ということでございます。

(4)の投資実績でございます。累計で77件、6億4,000万余でございます。現在、投資中のものが41件、3億4,000万余となっております。

4ページをお願いいたします。

23年度に投資をいたしました実例でございます。中段のところに、決定状況ということで欄がございます。5社に対しまして合計2,900万余の投資をしているということでございます。

活動につきましては、この投資活動以外に5ページのほうに、起業化シーズの発掘というところで事業展開をするということになっております。

具体的に申しますと、ベンチャーマーケット「二火会」という事業をやっておりまして、ここではベンチャー企業が自分たちのそういうビジネスモデルを言うことによって、そういう投資家とかビジネスパートナーを見つけるという会でございまして、年間4回ほどやっているところでございます。

11ページをお願いいたします。

ここで貸借対照表総括表でございます。一

番下の右側をごらんいただきますと、総資産が18億3,500万円余残っているところでございます。このほとんどは、国債とか預金で今保有しております。

例外がございまして中段、資産の部の2、固定資産の(2)の特定資産の2番目に、有価証券というのがございます。そこで横をずっと開いていただきますと3億4,000万余の数字が載っているかと思いますが、この数字が先ほど申しました企業さんの株式を買った、その現在持っている株式の評価でございます。

19ページをお願いいたします。24年度の事業計画も、引き続きまして投資事業、さらなる起業化のシーズの発掘事業に取り組んでまいります。予算的には1億6,000万余を予定しております。

それから20ページの最後のところに記載されておりますけれども、ここも公益社団法人に対する対応ということで、ここでは一般財団法人に移行するという予定で作業を進めておるところでございます。以上でございます。

引き続きまして、テクノインキュベーションセンターの概要につきまして、同じく別紙の経営状況を説明する資料で御説明をいたします。1ページを見開きください。

テクノインキュベーションセンターの設立は平成12年度で、13年2月から営業を開始しておりますので、ことしで11年目を迎えます。熊本県と中小企業基盤整備機構の共同出資によりまして株式会社を設立しております、くまもとテクノリサーチパーク内に賃貸型の工場を設備したものでございます。技術はあっても資金がない、そういう研究開発についてのベンチャー企業の操業支援を目的としたものでございます。敷地面積は1.3ヘクタールぐらい、4棟11室がございまして。資本金は10億7,000万で、県の出資額は半分でございます。

2ページをお願いいたします。

24年3月末現在で、全11室中10室が入居中でございます。23年度は空室の解消とコスト削減で、売上高につきましては4,773万円余、経常利益で1,656万円、当期純利益で871万円余を上げておるところでございます。

なお、空室になっておりましたところは今月に残りが埋まりまして、現在は満室状態でございます。

7ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。

土地、建物などを含めまして、欄の一番下の資産合計では10億8,000万円余でございます。借入金等はございません。

12ページをお願いいたします。24年度の事業収支計画書でございます。

売上高が表の一番上、営業収益、不動産賃貸事業収入と書いてございます4,831万円、それからちょっと下にいきまして経常利益が1,153万円を見込んでおるところでございます。以上でございます。

引き続きまして、荒尾産炭地域振興センター、同じく別紙の資料で御説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

済みません、ちょっと文章でだらだら書いておりますので、わかりづらくて恐縮でございます。

要約いたしますと、当センターは経済産業省が平成4年に創設した産炭地域活性化事業費補助金制度に基づき、平成6年に設立されております。主な事業としては、センターみずから行います自主事業と他団体が地域活性化に資する事業を実施する際に必要な経費を助成いたします助成事業の2つがございます。また予算については、4つの会計から構成されておまして、地域振興のための会計は2種類ございます。このうち旧産炭地域の振興のために創設いたしました産炭地域活性化基金につきましては10億円が造成されまし

たが、制度改正によりまして平成19年から5年間で使い切ることを条件に取り組みが可能になっておるということでございます。

2ページをお願いいたします。

ただいま御説明いたしました活性化基金につきましては、平成24年の3月に廃止になっております。そういうことで、23年度が最終年ということになります。

23年度に実施された事業につきましては、2ページの中段に記載があります。自主事業が160万円余、3つほどございますが、まちづくり人材育成事業などが行われているところでございます。

それから3ページのほうに、助成事業が行われております。大島地先整備事業を初め10事業でございます。総額2億2,000万円余でございます。

4ページをお願いいたします。

もう1つ基金がございまして、産炭地域新産業創造等基金というのがございます。これは今後も継続いたしますが、23年度の自主事業といたしまして756万円、助成事業といたしまして3,000万円余が実施されておるところでございます。

9ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。

見ていただきますと4つの会計がございまして、左から一般会計でございますが、ここは事務局の経費などに使っておるところでございます。

次の産炭地域活性化基金特別会計でございますが、ここは御説明したように使い切るということで、現在は残金がゼロでございます。

次の新産業創造等基金特別会計というところが、今後取り崩して使っていくところがございますが、残額といたしましては、一番下に書いておられますが、7億1,380万円余残っておるところでございます。

それから隣の特定鉱害復旧事業等特別会計

でございますけれども、これは万が一地盤沈下等鉱害が起こった場合、応急措置をとるための資金でございます、ためておりますけれども現在まで適用例はございません。

一般会計、2つの特別会計合わせますと、表の一番下でございますけれども、8億3,000万余が現在資産としてあるというところでございます。

28ページをお願いいたします。

当センターでは、25年4月から一般財団法人の移行を目指して作業をしておりますのでございます。

それから29ページでございますが、24年度の事業につきましては自主事業を762万、それから助成事業を7,200万余を予算化をしているところでございます。

以上、4件の経営状況について御報告いたしました。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

熊本県総合エネルギー計画の策定について、御説明をさせていただきます。

熊本県総合エネルギー計画につきましては、今定例県議会の提案に向けまして、6月の当委員会におきまして概要を御報告させていただいたところでございます。

提案の内容につきましては、6月の内容から余り変わっておりませんことから、変更のあった部分について御説明をさせていただきたいと存じます。

資料のほうは、別添のA3判資料をごらんください。変更しておりますのは、2点でございます。

資料1枚目の左上、策定の背景、必要性の2つ目の丸の部分と、右下の数値目標の設定の枠囲み、全体目標についてでございます。

A3資料の後ろに綴じてあります、A4資料をごらんいただきたいと思います。

変更点としてまとめてあります。1つ目は、去る9月14日に革新的――。A3判資料と、その次にA4判資料があるかと思いますが、A3判の後ろのA4判資料をごらんいただきたいと思います。

変更点としてまとめてあります。1つ目は、去る9月14日に革新的エネルギー環境戦略が策定されましたことから、最近の国の動きとしまして時点修正を行っております。

次に数値目標の設定につきまして、家庭の電力消費量相当量ぐらゐは新エネ導入促進と省エネ取り組みの強化で賄えるように県民総ぐるみで頑張るとしておりましたが、その方向性のもと、家庭の電力消費量相当量を精査いたしまして、原油換算で100万キロリットルと明確化し、県民総ぐるみで頑張る全体共通目標として設定をしております。

以上が、前回御報告との変更点でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○渡辺企業立地課長 委員会資料10ページの、議案番号第24号財産の処分について御説明させていただきます。

今回処分する財産は、城南工業団地のうちの一部でございます。地方自治法及び県財産条例に基づきまして、予定価格7,000万円以上、かつ2ヘクタール以上の土地の売り払いに際しては議会の議決が必要であるため、今回お諮りするものでございます。

城南工業団地の所在地は旧城南町、現在の熊本市南区城南町藤山字正達885番8でございます。面積は、3万9,669.58平方メートル、約4ヘクタールでございます。

処分の相手方は、福岡市に本社がございます児島段ボール株式会社でございます。

処分の目的は、同社の工場用地として処分するもので、処分の予定価格は4億688万7,626円でございます。

内容について御説明いたします。お手元の

別添資料に財産処分(案)の概要というのが、A4判でございますので、それをごらんいただきますようお願いいたします。裏に、城南工業団地の写真が掲載されてございます。

まず、1、処分する財産の概要でございますけれども、城南工業団地は今申し上げました土地の中に所在しておりまして、全体面積は42ヘクタールでございます。

区画の配置につきましては、その資料の裏面のとおりでございます。今回売却いたしますのはC区画のうち約4ヘクタールでございます。

その資料の表面にお戻りください。2、処分の相手方でございますが、児島段ボール株式会社は福岡市博多区に所在する段ボールシート及びケースの製造販売を行っておる企業でございます。同社には現在、福岡の古賀工場と佐賀工場の2カ所に生産拠点がございまして、古賀工場の機能移転等のため、今回、熊本へ工場を新設する計画でございます。

事業計画の概要ですが、投資総額16億円、従業員80人の計画でございます。来年2月の着工、10月の操業開始が予定されております。

議案番号第24号財産処分につきましては、以上でございます。

続きまして、委員会資料19ページの、県有地信託の事務処理状況を説明する書類の提出について御説明させていただきます。

資料は別冊に、県有地信託の事務処理状況説明する書類で御報告をいたします。

信託財産1ページの1、信託の概要に記載のとおり、熊本市花畑町12番26の県有地約747平米に県と当時の住友信託銀行との間で昭和61年10月に県営信託契約を締結しており、現在の土地の所有者は、4月1日に名称変更になりました三井住友信託銀行となっております。

内容は、信託業務を引き受けた三井住友信託銀行が当該地にオフィスビルを建設し、平

成30年10月まで賃貸業を営み、賃貸収入等から諸経費及び信託俸給等の管理運営費を差し引いて、利益が出た場合、信託配当金として県に納付するものでございます。

ビルは、5階から7階が信託財産、1階から4階が県の区分所有でございます。

事業実績については、1ページの2、第26期事業実績報告書に記載しております。

(1)概要に記載のとおり、賃貸収入等合計5,186万3,203円の収入に対して、1,767万7,511円の支出を行った結果、信託利益金として3,418万5,692円を計上いたしました。

信託利益金は、借入金等返済金相当額として1,946万1,202円、資本的支出充当額として814万1,833円、修繕積立金として258万2,657円を信託元本に組み入れ、400万円を県への配当金に充てたところでございます。

(2)は当期の計算書で、収入は右側の欄に記載のとおり賃貸収入4,459万円余と、その他の合計で5,186万円余でございます。

支出は、借入金利息以下、計1,767万円余で、信託利益金が3,418万円余でございます。

2ページをお願いいたします。

(3)は、第26期信託利益金処分計算書でございます。信託利益金は信託契約に基づきまして処分を行うため、借入金等元本も返済金相当額及び資本的支出の額として2,760万円余、修繕積立金として258万円を元本に組み入れ、先ほど御説明いたしましたように400万円配当といたしました。

(4)は信託建物改修工事報告でございます。当建物は建築後23年が経過しておりまして、オフィスビルとしての機能保全のため、①から③エレベーターの更新と①から③にかけての改修工事を施工しております。

(5)は第26期の貸借対照表でございますが、現金が3,098万円余、借入金残高は8,860万円余となり、前期より1,946万円減少しております。

3ページが、第27期の事業計画でございます。

信託財産は管理運用信託契約に基づきまして、引き続き三井住友信託銀行が行います。

収支計画は、収入で4,355万円余の賃貸収入が見込まれており、主に元本返済金及びその他の管理費に充てるよう予定しております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○小原観光課長 観光課でございます。

委員会資料20ページにあります報告議案として、財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況を説明する書類を御提出いたしております。

別冊の資料により御説明させていただきます。よろしゅうございましょうか。

まず、資料の経営状況の説明に入る前に、当法人のこれまでの経緯と現状について説明させていただきます。

当法人は、天草海洋リゾート構想の一環で、昭和62年12月に当時の本渡市五和町と西武鉄道株式会社によるゴルフ場の進出協定の調印が行われたことを受け、ゴルフ場開発に向けた用地の取得を目的として昭和63年2月に、財団法人本渡市観光振興公社と財団法人五和町観光振興公社が設立されております。その後、用地取得体制の整備のため、平成7年3月にこれら2つの財団は財団法人天草下島北部地域観光振興公社に改組され、この際、県も出資を行っております。しかしながら、進出協定期限の平成9年3月末日までにゴルフ場予定地の用地取得の見通しが立たなかったことから計画が白紙撤回となり、当法人の当初の目的は終了しております。現在は、天草市が取得した用地の管理業務を実施しているところでございます。

また、平成23年度には当法人理事会において、公益法人制度改革に伴う当法人のあり方

や土地利用の方向性の検討がなされ、来年25年4月1日には一般財団法人へ移行すること、また現在の用地管理業務に加え、当該用地の一部を地域の森と位置づけ、教育、休養、レクリエーション等の施設の整備や利活用の事業を、当法人の基本財産等を財源として行っていく方針が決定されているところでございます。

それで、経営状況の説明をさせていただきます。1ページをお願いします。

財団の概要でございます。代表者は鶴田謹一天草市副市長、所在地は天草市、天草市役所内となっております。設立年月日、目的、事業概要はただいま御説明したとおりでございます。

当法人の基本財産及び特定資産は9,000万円で、県が3,000万円、天草市が6,000万円となっており、県の出資比率は33%です。今回、初めての経営状況等を報告させていただいております。

5ページをお願いします。平成23年度事業報告でございます。

平成23年度の業務としては、2のゴルフ場予定地跡の管理業務、3の新公益法人制度改革に伴う業務を行っております。

次に、6ページをお願いします。

6ページから9ページまでは、平成23年度の収支決算でございます。

まず、6ページの収支計算書ですが、平成23年度の決算額は148万4,000円余となっております。

上段の表の主な収入といたしましては、天草市からの業務委託による事業収入36万円余となっております。

支出といたしましては、下段の表でございますが、仮登記用地の固定資産税の支払い等の負担金31万6,000円余となっております。

次に、9ページをお願いいたします。財産目録でございます。

平成23年度末における資産は9,087万円余

で負債はございません。

次に、13ページをお願いいたします。平成24年度事業計画書でございます。

平成24年度の事業についてですが、(2)の新公益法人制度改革に伴う業務については、先ほど申し上げました平成25年4月1日に一般財団法人への移行登記に向け、準備が進められております。

(3)のゴルフ場予定地跡の利活用業務につきましては、公園整備に伴う先進事例の調査や説明用のパンフレット等の作成が予定されております。

次に、14ページをお願いいたします。平成24年度の収支予算書でございます。

主な収入としては、天草市からの業務委託による事業収入34万1,000円等となっております。

支出につきましては、公園整備に伴う利活用にかかわる先進地視察25万円などとなっております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○坂本くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。

報告事案としまして、一般財団法人熊本県伝統工芸館にかかる経営状況説明書類につきまして、別冊の資料に基づきまして御説明いたします。

資料1ページから3ページまでに、伝統工芸館の概要を記載させていただいております。

まず、1ページをごらんください。

当法人は熊本県伝統工芸館の管理運営財団として、昭和57年6月に設立されております。また、公益法人制度改革によりまして、平成22年11月1日付で一般財団法人へと移行しております。

さらに平成23年の4月からは、県伝統工芸館の指定管理者として2期目を迎えていると

ころでございます。

2ページをごらんいただきたいと思っております。収支計算書を簡略したものを掲載いたしております。正式な決算書については、15ページ以下に掲載しておりますが、こちらのほうで御説明させていただきたいと思っております。

平成23年度の事業活動収支決算額は、合計①のとおり1億968万円余の予算となっております。

主な内訳としましては、県からの管理運営委託料7,300万円のほか、新たに、先ほど御説明しました指定管理者の2期目から指定管理利用料金制を導入したことから、新たな収入として発生いたします使用・閲覧料を約1,100万円、それと販売手数料等を1,500万円となっております。

事業活動収支決算額は、合計②のとおり1億1,126万円余となっております。

給与それと福利厚生費などの人件費や光熱水費、清掃委託料等の管理運営経費が大部分を占めております。

事業活動収支額でございますが、158万円余りの赤字となっておりますが、3ページに記載されております投資活動収支も含めると、当期繰越収支差額は約220万円の黒字となり、前年度からの繰越金も含めると、次期繰越収支差額は893万円余となっており、24年度へ繰り越しをしたところでございます。

4ページから19ページまでは昨年度の事業実施状況を記載させていただいております。

まず、4ページの下段の表をごらんいただきたいと思っております。熊本県伝統工芸館の23年度の延べ利用者数が約17万9,000人となっております。

5ページ下段のグラフをごらんいただきますと、利用者は平成12年度をピークに徐々に減少しておりましたが、平成23年度は増加に転じております。これは魅力的な企画展の開催や広報の強化に努めた結果、来場者の増加につながったのではないかなと考えておりま

す。

また、平成23年度から新たに展示室を確保いたしまして、工芸師等のさまざまなニーズに応えるようにしております。

また、6ページに各展示場、会議室の貸し出し状況を示しております。ごらんのように、1階展示室、2階展示室、和室の各展示室は、年間を通して高い利用率となっております。

15ページから19ページまでは、平成23年度の収支決算書の書類でございますが、先ほど御説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

20ページから26ページまで、24年度の事業計画でございます。

20ページをごらんいただきたいと思えます。

今年度は、伝統工芸館開館30周年の節目の年でございます。その記念行事といたしまして、8月3日から9月2日まで、九州・沖縄の人間国宝展を開催いたしまして、2,000人を超える来場者にお越しいただいております。

また、今年度は建物の耐震改修工事のために、10月1日から来年3月末日までは休館の予定となっております。休館中は、初めての試みといたしまして県内16カ所の市町村において巡回展を実施させていただき、これまで比較的工芸館や工芸品になじみの薄かった地域の方々にも工芸品に親しんでいただきたいと考えております。

26ページをごらんいただきたいと思えます。24年の収支予算書についてでございます。

今年度から10月から半年間休館するために、使用・閲覧料等の収入額及び販売手数料収入を初めといたしまして、事業収入も大きく減額となっております。

支出については、各項目でできる限り節減いたしまして、収入の減額には及びません

が、事業収支差額が785万円の赤字となっております。前期繰越金を合わせまして、約382万円等を平成25年度に繰り越す予定としております。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○村上寅美委員、質疑の前に、グランメッセと空港ビルは入っておらんが、これは該当しないの。

○坂本くまもとブランド推進課長 グランメッセは、これは県が出資している割合とありますので、そして今グランメッセは指定管理者でやっておるところで、財団法人です。

○村上寅美委員 それは、わかっている。だから該当しないの。

○坂本くまもとブランド推進課長 該当しないということです。

○村上寅美委員 該当しない。空港ビルは。ここじゃないからだな。わかりました。

○佐藤雅司委員長 質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 起業化支援センターとインキュベーションセンターですけれども、大体似たようなものでしょうけれども、別であることの意味は何ですか。

○奥菌産業支援課長 起業化支援センターは、先ほど御説明したように株式を買うということでございます。株式を買うということ

で、今のところ1,000万を限度としておりますので、余りお金の面ではさほどの効果ではないんですけれども、いわゆる県が出資をした企業であるということで、非常に社会的なステータスが上がるということで、いわゆるそういうベンチャーの方はなかなか信用力がないものですから、その部分が非常に大きく寄与しているというふうに見ておりますのと、もう1つ今おっしゃったテクノインキュベーションにつきましては、これは場を与えるということでございまして、貸し工場というものをつくりまして、そこに入居いただくということで、大きく見ればベンチャー支援でございますけれども、手法がちょっと違うということで別にしております。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんか。

○高木健次委員 今の説明を聞いていますと、大体、公益財団法人、各企業関係、どの財団法人もやっぱり年々経営というものが非常に苦しくなってきた状況なんですね。伝統工芸館あたりも去年ちょっと上向ってきたということですが、これはやっぱりその取り組みとして非常に、内容を変えたり、展示場あたりの趣きあたりを変えたりとか、いわゆる工夫の末にそういう上向き傾向というか、そういう状況になってきつつあるということですから、全般にわたってこの財団法人の運営というものを、今までどおりじゃなくして、やっぱりいろんなことを創意工夫しながら考えていかないと、だんだん年々収支的にも厳しくなってくるという状況ですから、その辺について部長何か一つ、これからの経営等についての見識というか、その辺をちょっとお聞かせいただきたい。

○真崎商工観光労働部長 高木委員に御指摘いただいたとおりで、本当に厳しい、経済状況そのものが非常に厳しい中で、例えばきよ

う報告申し上げましたテルサにつきましても、一昨年度よりも昨年度のほうがやっぱり上向いてきている。あるいは、今例で出させていただきました伝統工芸館についてもふえていっているというのは、やっぱりそれぞれの団体において必死の努力をやられていると思います。

今後、そういう努力と申しますか、私も理事とかに名を連ねている団体が幾つもありますので、今の高木委員の指摘を踏まえた上で、今後も努力を続けていきたいと考えております。

○高木健次委員 今、部長のほうからの見解というのも確かにそのとおりだと思いますから、これからやっぱり非常に各財団法人しっかり、いろいろなあれを見極めながら運営をしていっていただきたいというふうに思います。以上です。

○高野洋介委員 伝統工芸館について、要望させていただいております。

たしか、ことしで30周年の節目の年なんですけれども、節目の年に大改修というのがあるのかなというのが、私個人的に思うんですけれども、普通だったら30周年の前にきちんと改修をして、また新たなスタートということが一般的じゃないかなと思いますけれども、予算の都合等々あったと思いますけれども、もう説明は要りませんけれども、今後はある程度計画的に、そういった節目節目は大切にしながらぜひともやっていただきたいというふうに要望しておきます。

○佐藤雅司委員長 要望でいいですか。

ほかにございませんでしょうか。

○村上寅美委員 部長の説明に、セーフティネットの充実をさらに努めるということがありますけれども、ちょっと今のセーフティ

ーネットの状況を教えてください。現状。現状というのは、貸し出しを含めて。わかるだけでいいから。

○伊藤商工振興金融課長 現在のセーフティーネットの貸し出しでございますけれども、県の制度融資として全体で78億の融資をしております。これは8月末現在ということでございますけれども、前年度の貸し出し実績と比較しますと、約50%程度伸びているということでございまして、昨年度より1.5倍の伸びがございます。

特に金融円滑化特別資金につきましては、そのうちで55億弱の融資をしております。23年度は33億ということでございましたので、165%ということで結構、特別融資については融資実績は伸びてきているという状況でございます。

○村上寅美委員 これは23年度の報告だな、数字だね。

○伊藤商工振興金融課長 今申し上げたのは、24年度と23年度比較の上で申し上げてございまして……。

○村上寅美委員 総括は、総合は。

○伊藤商工振興金融課長 今8月現在ということで比較をさせていただきますと、23年が51億……。

○村上寅美委員 いや俺が聞いているのは、セーフティーネットのね、セーフティーネットというのは、裏づけは保証協会でしょう。

○伊藤商工振興金融課長 そうでございませぬ。

○村上寅美委員 だからセーフティーネット

の制度というものの貸し出し残高はどれくらいありますかと聞いています。金額が1桁も2桁も違うごたる。

○伊藤商工振興金融課長 今ちょっと手持ちに……。

○村上寅美委員 後でいい。

では部長に戻りますけれども、今度のは積極的にいろいろ考えておるようだから。

○真崎商工観光労働部長 実は金融円滑化法が今年度で切れます。来年4月以降、いわゆる金融円滑化法によってこれまで生き長らえてきたといいましょうか、そういった中小企業、零細企業が数多くあるものと考えております。

そこで4月以降もきちんとといいますが、そういう企業がきちっとやっつけられるような体制づくりをしなきゃいかぬということで、今年度、経営支援機関、これは金融機関とか商工団体等と連携をとりまして、先日、実はその会議をやったところでございまして、信用保証協会もやはりその4月以降のことを非常に憂慮されておりました、いわゆる再建計画もつくってない企業さんあたりも数多く見られることから、そういったことに備えてやっていきたいと思っておりますし、さらに、ことし7月の大災害で非常に、阿蘇・球磨地方で被害に遭われた企業さんもあることから、融資枠は100億円をお願いして広げていただいておりますし、現在セーフティーネット保証4号も国のほうにお願いしております、来月の早い時期には何とか指定を受けられるんじゃないかという見通しを持っております。

○村上寅美委員 それで、ぜひこれは継続をしてもらわないことには、国の政策だから、そこまで押さえないことには県では手も足も

出ないわけだから、そこをぜひ要望しておきます。

それともう一点は、セーフティーネットだから今言ったように保証協会があるいは金融庁が丸かぶるでしょうが。これはセーフティーネットだから、不況対策だろうからね。それにしても、金融機関とのコミュニケーションの中で、それは個人差もあることはわかるけれども、やっぱり国がそれだけ非常に厳しい企業に対して政策を打ったにもかかわらず、金利あたりがやっぱり今は銀行任せになっているわけね。せつかく国で救済してやろうという制度があるにもかかわらず、金融機関の悪口じゃないけれども、金融機関ベースで対処するというので、そこでもう離れておるわけだよ。だから、貸す、貸さぬも含めて、その辺のところを制度的だから、これはセーフティーネットに関してはぜひ金融機関に対する行政指導というか、これをぜひやってもらいたいというふうに、国に求めたいと思うんですよ。個人差はわかりますよ。しかし、これまで、例えば我々だったら農林漁業、中小企業これが今一本になっておるでしょう。ああいうところは制度的だから、政策金融は制度的だから、本当によく金利あたりもちゃんとしてくれている。だから、ぜひセーフティーネットもそういう不況対策として国がセーフティーネットという制度をつくっているんだから、課長。だから熊本県だけの問題じゃないけれども、言いたいのはやっぱり我々議会は議会として議長を中心に強く要望しますけれども、知事部局もぜひ、国の考え方をしっかり、やっぱり地方地方から上げていかんと、貸す、貸さぬとか、その要点だけを言ったって、汗かいてやっていかなければだめだというのは、これは私の現場主義の持論だけれども、だからその辺をぜひ熊本県のみならず、ぜひひとつ……。東京といえども中小企業で成り立っているんだから、ましてや熊本県になれば、我が県はやっぱり99%

ぐらいは中小企業、農林漁業という位置づけがあるわけだから、農林漁業と中小企業だけはしっかり、このスタンスがないと、やっぱり経済の発展はないと思います。県民所得も上がらないと私は思います。ぜひ、もう要望しておきますから、一言あんだどがなか。

○木村商工政策課長 村上委員の御指摘、まことにそのとおりだと思っております。議会とも御相談させていただきながら、しっかり国に対しても言うべきことを言っていきたいと思っております。

○村上寅美委員 頼むよ。はい、以上です。

○佐藤雅司委員長 私から、そのことに関連しまして一言だけ申し上げておきたいと思いますが、このたびの災害に関しまして、阿蘇地域でも、県におきましても多額の補償をつけていただいたということですが、どうもいろんな商工会それからいろんな金融機関のいろんな貸し方を見ておきますと、どうも通常の融資と変わらないような、いわゆる折衝の仕方があっているというふうに私は聞いております。事が災害ですから、東北でもありましたように、やっぱり2重とか3重とかになっている人たちもひょっとしたらいるかもしれないけれども、やはりそうした再建をしていくためには、どうしても融資が必要でございますので、激特で金利あたりも下げてはいただいておりますが、やっぱりそれが復興・復活をしていくように、ひとつ県からもそうした金融機関あるいは商工会に対して、県も多額の支援、保証をしていきながらやっていることだから、しっかりそういったところは御指導いただきたいというふうにございます。要望でございます。

ほかにございませんでしょうか。

○岩下栄一委員 若年層の雇用情勢が大変悪い、どうしようもない状態だと思います。文科省の調査で、大学を出たけれどもまだ就職してない、あるいは非正規労働者が23%ということです。県内の大卒者の現状は、どうですかね。

○太谷労働雇用課長 全国ベースでの大学の就職率は出ておりますけれども、これは全国82大学で調査をしております。ただ、県内の大学の数は少ないものですから、数字は推計で労働局でやっておりますけれども、具体的には使える数字ではないということで、現在公表されておられません。

○岩下栄一委員 ジョブカフェなんかでキャリア形成事業いろいろありますけれども、県内でせっかく大学まで出て仕事がないということは社会にとっても不幸だし、ぜひ雇用を改善するようにひとつ要望しておきます。

○佐藤雅司委員長 要望でよろしいですか。

○平野みどり委員 関連ですけれども、雇用環境整備協会の仕事の内容、多岐にわたっていて、とても一つ一つが重要だというふうに思います。労働局の委託、経産省の委託、県の委託等々ありますが、人件費を見て1,700万ぐらいで決算ベースですか、何人ぐらいの方が常勤であるいは非常勤で働いておられるのか。あと国からあるいは県からの職員さんの関与がどういう形なのか。これだけのことをやるのに、どれくらいの方がいらっしゃるのかなというのが率直な聞きたいところなんです。

○太谷労働雇用課長 強化自体については、昨年から今年度にかけて事業が大きく変わっております。そういう中でちょっと体制も変わっておりますけれども、県からは常勤の専

務理事が1名、OBが行っております。それと、その他の職員につきましては、一応契約社員とか嘱託ということで、必要に応じて10名から15名の範囲で配置していただいております。

○平野みどり委員 10名から15名の方々は、こういった方、一般企業で雇用担当とかされていた経験のある方とか、年齢層も含めてどういう方たちなんでしょうか。

○太谷労働雇用課長 実務を総括しています次長が、民間の経験者ということで、その辺でかなり管理能力を持っております。

あと、どちらかという若い方、若年層の方が多いです。そういうことで協会のほうも新卒の方も含めた形で、職業訓練も含めて、キャリア教育も含めて仕事をいただいているという状態だと思います。

○平野みどり委員 わかりました。そうですね。こういう中身を見てみると、やはり同年代の方が一緒に開拓していくという部分では効果的なのかなというふうに思いました。

続いていいですか。希望の里ホンダに関しての経営状況ですが、ホンダさんが二輪にシフトして四輪のほうから撤退されたりしている中で、どういう仕事はどれだけ確保できているのかなというふうに常々心配していたんですけれども、これでは二輪にシフトしたことでの増産という形になったというふうになっていますけれども、今後の見通しとして、企業もいろいろ経営の拠点を変えていきますよね、アジアであったり国内に集中させたりとかいうことで。ホンダさんの場合は今後は太陽光発電のソルテックあたりはコンスタントに今度見ていくんだろなというふうに思うんですが、太陽光発電系の仕事というのは、希望の里ホンダにはなかなかないんでしょうか。

○太谷労働雇用課長 昨年の段階で70億を超えておりますけれども、25年度については52億ということで、かなり厳しい状況にはなっております。

ただ、この希望の里ホンダにつきましては、本田グループ全体の障がい者雇用率を目的とした特定会社でございますので、そういう中でホンダさんのほうは二輪だけではなくて四輪の小型の部分のエンジン部分とかその辺を回していただいています、できるだけ利幅の多い品物を回していただいています。さらにオーナーズマニュアル、車を売るときに必ず必要な取り扱いマニュアルにつきましては、現在中古車、去年までは中古車だけですけども、この辺について新車の部分についてもという話は来ております。そういう意味でいろんな面でホンダさんのほうから配慮をいただいています。今のところ太陽光のほうについては、設備とか建物等で、対応できる状況ではないということでございます。

○平野みどり委員 もう1点。従業員の状況ですが、男性が42名、女性が8名という形で、平均年齢は40歳ぐらいですか、ここは新規の採用とかあるいは退職とかという動きというのは、ここ数年あるんでしょうか。

○太谷労働雇用課長 年間に1人か2人の動きはございますが、基本的には大体50名のラインで動いています。大体聴覚の方が8名、肢体が16名、合わせて大体26名の身障者の方が働いていただいています。

○泉広幸委員 私は、天草下島北部地域観光振興公社の件について、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

かなりの部分が今土地が仮登記の部分で残っておると思うんですけども、その仮登記の解消に向けた取り組みとか状況を、今の状

況をちょっとわかればお聞きしたいなと思います。

○小原観光課長 仮登記の問題につきましては、これは天草市のほうが率先して準備を進めているところですが、今回の財団のこの事業の今後の方向性プラス仮登記の解消というのが一つの大きな問題になっておりまして、現在、農用地の転用が当初ゴルフ場ということで認められていたのが、ゴルフ場がなくなりましたので、現在、今後はその計画の中でこのゴルフ場一体を保安林の指定を受けようということ、それに向けて手続を済ませることによって仮登記の解消を進めていこうということ、天草市のほうでは計画をされているようでございます。以上でございます。

○泉広幸委員 そうすると、仮登記の解消した後、本登記になって、それからある程度その9,000万円を使った時点でその整備になるわけですかね。

○小原観光課長 9,000万円の使途につきましては、一般財団法人に移行が決まりましたので、現在の公益財産を全部使い切ってしまうてございます。これにつきましては、その仮登記の部分は市の事務費でやって、先ほど申しあげました公園の整備、そちらのほうに9,000万をかけて維持するということになっております。以上でございます。

○佐藤雅司委員長 ほかにございますでしょうか。

○平野みどり委員 この城南町の財産処分の件ですけども、この裏の写真を見せていただくと、今回4ヘクタール分が売却できたということですが、残りの状況、交渉の過程も含めてどういうふうになっていますか。

○渡辺企業立地課長 実際、今ここに図面がございまして、相当売れ残りがございます。平成19年に議会のほうからも御指摘いただきまして、値下げあるいはリース化ということで進めてまいりまして、平成20年9月25日に経済常任委員会で土地価格の見直しについて御報告した後、3割ぐらい安くしております。

現在、残りが19ヘクタールございますけれども、これについて10ヘクタール分ぐらいにつきましても、企業さんからいわゆる申し込みというかオファーがございまして、今協議を進めておるところでございます。

○村上寅美委員 関連。これは立地課長、今、城南のあれがあったけれども、大体幾らを幾らに下げたのか。全然資料がないけれども。PRするにしても、あんただけ知っていても、誰も知らぬとだけん。

○渡辺企業立地課長 大体平米1万6,000円平均だったのを30%で、今1万……

○村上寅美委員 1万6,000円を30%減。そがしこ言うところわかる。

○高野洋介委員 部長にお尋ねしたいんですけども、このエネルギー計画、これは間違いなく県民にお願いしながら、県民と一緒にやっていこうという取り組みだと思っておりますけれども、例えば県庁内にも今ソーラーは置いてあると思っておりますけれども、それをもう少しふやして、例えば知事の知事公室、秘書課を初め知事のところは太陽光で賄っていくような、そういうことをやっていくとか検討して、また県庁内また振興局云々、県の施設に対してこういう太陽光とかそういうのを設置するおつもりはありませんか。

○真崎商工観光労働部長 現在、議員御承知

かもしれませんけれども、県内のパネルメーカー、ホンダソルテック製のものを、昔、池といますか本館の前にありますが、あその部分に敷設、それからもう1社、富士電機さんの分は向こうの駐輪場の屋根に設置してあります。これはもう県庁を訪れる県民の皆様方に、現在どれだけ発電してトータルなんでしょうというのを外とそれから県庁の1階ロビーで見えるようにして、これはもう本当に新エネルギー、ソーラーの啓発という効果を狙ってしております。

いわゆる県庁舎も含めた公共施設への設置についてのお尋ねだと思うんですけども、グリーンニューディールの、これは環境省の予算が、実は熊本県あるいは市町村にも来ておりますが、我々が最初希望した額に比べると、ちょっと少なかったものですから、今どこにつけるかということ、これは当部ではありません、環境生活部のほうで今検討なされているように聞いております。

県庁につくか、ほかの県のあるいは公の施設につくかまだ決定しておりませんが、そういうことで設置は進めていきたいと考えております。

○高野洋介委員 そういうお考えであるならば、もう安心するんですけども、もっと大きくね。小さく小さくじゃなくて、もう県庁はこれだけやるんですよというのを、やっぱりもう少し県民に、県庁舎は何割ぐらいは今太陽光でやっていますというようなこともね。私は、そういう小さく、小さくするのもいいのかもしれないですけども、そういった面は本当に県がやっていくという心構えがあるのであれば、もっと大きくやったほうがいいと思いますので、ぜひ各課とも各部とも連携をとりながら、少しでも広げるように、ぜひ部長初め皆さんで努力していただきたいなと思っております。以上です。

○平野みどり委員 関連でいいですか。

新エネルギーの中で期待されているのが地熱なんですけれども、私は議員になる前だったんですかね、仲間の議員と話しているときに、企業局が地熱に関してやっていたけれども結局うまくいかなかったという話がありました。国立公園の中でいろいろ規制があったからなのか、あるいは技術的にまだ今のような開発が十分じゃなかったための頓挫だったのか、そこら辺の反省を含めて県内での地熱発電を推進していかないといけないと思っているんですけれども、そこら辺はどんなふうになっていますか。企業局のほうで、かつて——どちらでも答えられる……。

○山下エネルギー政策課長 地熱については、再生可能エネルギーの中で大変重要な資源だというふうに思っています。特に熊本県は、地熱資源が非常に豊かということで。

小国の件については企業局のほうから御説明があるかと思いますが、原因としましては、やはり地元の同意を得ることができなかったというのが一番の原因というのと、あと採算の関係ではなかったかと思えます。

地熱については、以前に比べますと随分環境が変わっておりまして、大きく3点ほどあると思います。

1つは、いわゆる再生可能エネルギーに対して全量固定価格買取制度が4月から導入されたということで、地熱というのは非常にリスクが大きいんですけれども、その辺の採算性の向上がまず図られているということが1つございます。

それともう一つが、先生おっしゃったように、いわゆる自然公園の中に、日本は多いんですけれども、環境省もできる限りその規制の緩和ということで、自然公園法に関する規制の緩和が随分進んできて、開発がしやすい環境ができていたということでございます。

それともう一つ、小国での失敗からもう10

年ぐらいたちまして、いわゆる地下の探査技術が10年前と比べてかなり進んでいるということで、かなり地下の状況がわかって、特に地熱の場合は、いわゆる開発することによって泉源が枯渇するのではないかと、それがいわゆる地元の反対につながるわけなんですけれども、その辺の環境が随分変わってきたということがございます。

それで、県としましては地熱開発についてはやはり地元の同意が欠かせないということで、去る8月8日に南阿蘇村におきまして熊本県地熱温泉熱研究会というのを立ち上げまして、そこには学識経験者、地元の温泉組合の方々、地元の自治体、それにいわゆる事業を考えていらっしゃるの方々、関係者集まっていたきまして、地熱の開発が今後地域の振興につながるように、仮に開発したときに温泉に影響があるといった場合には即中断しましょうという、いわゆる理念あたりの約束事も決めまして、今後円滑な地熱の開発を進めていきたいというふうに考えています。以上でございます。

○岩下栄一委員 地熱に関して、私も昔議会で取り上げたことがあって、当時、企業局に熱心に地熱の研究をされた人がおられた。国のサンシャイン計画というのがあったけれども、今お話があった国立公園内の問題がいろいろあった。

だから、国立公園法の改正を国にやっぱり働きかけていかなくちいけない、そういう時期かなと思いますね。

それで、熊本県は総合エネルギー計画で新エネルギーのトップランナーというふうに位置づけられております。と言う以上は、トップランナーらしくやってほしいんですね、真崎部長。それで、例えば地熱もそうだけれども風力あたりも、デンマークはもう30%ぐらい風力で賄っておるけれども。車帰、あそこは企業局ですか。従来、赤字だったけれども

固定価格買取制度で黒字に好転するだろうというふうに言われておるけれども、その点どうですか。それから風力の可能性、洋上風力というか。

○福原工務課長 企業局のほうで現在、車帰のほうで1,500キロワットの発電を行っておりまして、これまで風況の問題だとかで経営的にも厳しい状況にあります。そんな中で、その改善に向けて今取り組んでいるところです。

今後の風力のことなんですけれども、これまでも風力については県内各地で20カ所程度の地点で風況観測を行ってまいりました。そういう中では車帰が一番いいということで建設したわけなんですけれども、今後につきましても、今、国の政策がこういう状況ですので、またそういういい地点がないか、そういうことも含めて今後の開発についても検討していきたいというふうに思います。

○岩下栄一委員 大いにやってほしいと思います。特に総合エネルギー計画ではトップランナーの位置づけと申しますか、トップランナーらしくお願いします。

○平野みどり委員 今、岩下委員がおっしゃったことと関連するんですけれども、風力発電に関しては周囲への環境の影響とか、騒音とか振動とかも含めてですが、それとコストという意味で、あと風がきちんとコンスタントにないといけないというようなこともありますので、いろんな新エネの開発を今後どんどん進めていかれるんでしょうけれども、そこら辺もバランスを考えながら、学者さんとか地元の方々から、風力が絶対いいというわけでもないという御意見もいろいろ聞くものですから、バランスを考えながら、メリット、デメリットも考えながらやってもらいたいというふうに思います。以上です。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第2号、第11号、第24号及び第25号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、採決をいたします。

議案第2号、第11号、第24号及び第25号について、一括して原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号外3件については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件について、お諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

報告の申し出が、商工観光労働部から2件、企業局から2件、労働委員会から1件っております。

まず、それぞれ担当課長から説明を受けた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告1について商工政策課から説明をお願いいたします。

○木村商工政策課長 商工政策課でございます。

別紙で両面になります1枚もの、ちょっと

タイムリーなお話をさせていただきたかったので、別紙になっておりますが、「報告事項」が右肩になっております、商工政策課最近の本県に関連する中国との交流等の状況についてという1枚ものが別紙で、済みませんが最新の情報ということで、けさちょっとコピーさせていただきました。よろしいでしょうか。

例の尖閣諸島の絡みで、さまざまな中国との交流についての問題が生じておまして、本県の関係でも、関係各課にちょっとまたがります、国際課、観光課、産業支援課さまざまございますので、まとめてちょっと商工政策課のほうから御報告させていただきます。また御質問等あれば、関係各課から御回答させていただきます。

まず企業活動に関する影響ということで、1番目でございます。

製造業につきましては、くまもとテクノ財団を通じまして中国に進出しております県内企業についての調査を行わせていただきました。財団を通じて把握した限りでは、現在9社、中国のほうにどうも進出、合弁企業等を設置して企業を進出されているようでございますけれども、その9社につきましては基本的に工場の停止等の影響またはいろいろ建物等に被害があったとか、そういうことは一切なかったという状況でございます。9社の進出企業については影響なしということでございます。

その他ですけれども、中国国内に今、多店舗を展開している県内の関連企業、これは御存じのようにラーメン屋さんですけれども、ラーメン屋さんの現地法人をつくられて、もう数百という店舗を展開されていますけれども、そこでは確かに幾つかの店舗の中には投石等の被害を受けて休業したという事案があったというふうに把握しております。

2番目でございますが、本県に関連する中国との関連のイベントの状況でございます。

延期または中止になった本県イベントということで、これはもう既に新聞報道等でも出させてさせていただいておりますし、また委員の皆さんにも御報告させていただいておりますが、中国－アセアン博覧会ということで9月21日から25日まで予定していました広西での博覧会についての熊本県ブースの出展を中止させていただきますいております。

また南寧市の政治協商会議の方、また友好訪問団の方の御来熊が延期または中止という形になっております。

また、孫文の生誕100年ということもありまして、荒尾市との連携事業で上海において孫文と宮崎滔天の資料展を行うこととしておりましたが、これにつきましても、やはり今この状況でやってもやはり効果がないだろう、薄いだろうということで、延期を決定させていただきますいております。

その他、日中フレンドシップフェアですとか国交正常化40周年関係の記念行事についても、向こうのほうから中止という連絡があったところでございます。

また、裏面をお願いいたします。

これは主に観光関係でございますけれども、委員等にはもう既にお伝えさせていただきましたが、来月の八代港のコスタ・ピクトリア号につきましては、キャンセル等が200名程度あるというふうに聞いていますが、1,600～1,800名規模での、若干は縮小しますけれども、現時点では予定どおり実施するというのを聞いております。

また、県内への観光ツアーについてもキャンセルが出始めていますけれども、劇的な他県、例えば福岡とか長崎のような劇的なキャンセルがふえているという状況ではないというところでございます。以上でございます。

○大谷労働雇用課長 労働雇用課でございます。

委員会報告事項の1ページをお願いいたし

ます。

24年度の基金事業の取り組みについて、御説明申し上げます。

まず上段の県事業についてでございますけれども、6月補正までで71事業、20億3,000万の計画で1,043人の雇用創出を見込んでおります。

今回、追加分として6,000万を計画し、181人の雇用を創出することといたしております。

次に、中段の市町村事業分についてでございますけれども、6月補正までで283事業、17億4,000万円の計画で1,183人の雇用創出を見込んでおります。今回の追加分として、116事業、1億3,000万円の計画で、256人の雇用の創出を見込んでおります。

また、次のページ以降に、県の事業の追加分の一覧をつけさせていただきます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○古里企業局次長 企業局でございます。

本日は2つの項目について、御報告させていただきます。

4ページをお願いしたいと思います。

まず、荒瀬ダムの撤去関係でございます。

1の荒瀬ダム撤去工事についてでございます。

7月に地元で工事説明会を開催し、9月1日から撤去工事、始まっております。

今後の取り組みでございますが、何よりも安全や環境に最大限配慮して工事を進め、これとともに今回の撤去の過程、これを記録・保存にも努めていきたいというふうに考えております。

(1)の分でございますが、撤去工事の期間でございますが、本年度から平成29年度までの6カ年を予定しております。

次に(2)でございます。本年度の主な予定を示しておるところでございます。

①でございますが、既に荒瀬ダムに関するホームページ、これを開設しております、今後、撤去工事の進捗に応じまして新たな情報を提供していくというふうに考えております。

②でございますが、今月から右岸側の洪水吐ゲートの撤去に向けた準備を行っております。

以下、11月から水位低下設備ゲート及び放流工の設置を行い、3月からゲートを徐々に開放して、水位を低下させていくというふうに考えております。

次に、2のダム撤去に伴います地域課題でございます。

8月に第5回の地域対策協議会を開催しております。この協議会は、撤去に伴いまして発生します地域の課題、これについて関係者間で協議を行い、解決に向けた取り組みを行うとしております。第5回協議会におきましては、地元から要望のありました地域の課題の多くの部分について一定の方向づけができているということを報告させていただいております。

特に地元から要望のあります代替橋でございますが、地元の皆さんの生活の足として長い間利用されてきたことは理解できるものの、県が新たに架橋を建設することはできない旨、改めて御説明申し上げます。それとともに、県といたしましては地域交通全体との対応として、県道中津道八代線、球磨川の右岸でございますが、これの改良、かさ上げに取り組むということを重ねて御説明申し上げます。

その下に、今後の取り組みを記載しております。

この協議会では、今後ダム撤去の工事終了まで6年間存続をし、撤去工事やモニタリング等の状況報告、それから地域の課題への対応について協議を行うこととしております。

5ページでございますが、各段階、各年度

ごとの撤去工事を示しております。

それから、さらに6ページでございますが、先ほど申し上げました本年度の撤去工事のスケジュールを示しております。申しわけございませんが、説明は省略させていただきます。

次に、7ページをお願い申し上げます。

先ほどお話が出ました、阿蘇の車帰の風力発電でございます。

まず1の、供給電力量の増加の取り決めでございます。車帰発電所は、平成17年10月に運転を開始しておりますが、当初、運転開始時の初期トラブル、十分な風況がないようなこと、それから落雷、こういうものに加えまして、特定の風向、風速に対する風車の振動、これが確認されまして、風力機そのものを守るために運転制限をしておりました。このことから供給電力が低迷し、毎年度赤字を計上するという大変厳しい経営状況が続いております。

このため、徹底した保守点検を行うとともに、平成22年度よりプロジェクトチームで検討を行いまして、これまで実施しておりました運転制限を昨年度から段階的に緩和を行ってまいりました。

風力発電機は3基ございますが、そのうち1号機のみ運転制限を現在行っております。2号機と3号機については、運転制限を解除しておるような状況でございます。

一番下のグラフを見ていただきますと、供給電力量として、中ほどの平成20年度が最も大変厳しい時期でございました。その後、発電量が徐々に増加し、昨年度の23年度でございますが、対前年度比23.5%の増というふうな状況でございます。

次に、収支の状況でございます。中ほどの表がございまして、その表の一番下に収支とございます。その欄をごらんいただきたいと思っております。

供給電力量は回復しつつありますが、依然

として毎年度赤字を計上しております。赤字の累計は、約9,500万に達しているような状況でございます。

このように供給電力量は回復しつつありますが、決して楽観しているわけではございません。自然が相手でございますので、今後も経費を抑えながら、日ごろからの保守点検の徹底、さらなる運転制限の緩和など、稼働率の向上のために全力を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

次に、8ページをお願いいたします。

2の固定価格買取制度への移行についてでございます。本年度の7月から本制度がスタートし、新規の風力だけでなく既存の風力もその対象となることとなりました。これにより、車帰も増収が見込まれることになりましたので国に申請を行い、9月になりまして、そこの四角の「決定内容」のところでございますが、調達価格が19.03円、調達期間が13年3カ月というふうに決定されたところでございます。

この結果、中ほどの表でございまして、先ほど申し上げました23年度の実績で試算した場合、約1,330万円の増収ということでございます。約300万の黒字が見込まれるような状況でございます。ただ、この黒字が13年間続いたといたしましても、先ほど申し上げました累積赤字の9,500万、これを解消することはできません。何よりも、供給電力のアップを図ることが必要というふうに考えております。

最後になりますが、今後の取り組みでございますが、現在、車帰の電力を買い取っていただいている九州電力以外の新電力などの電気事業者にも車帰の電気を買い取っていただくための条件つき一般競争入札を実施することを、今検討しているところでございます。10月をめどに入札公告を行い、年度内にはこの制度による電力供給を開始することとしております。

また、入札により価格が上昇した場合には、その増加分は国民・県民負担がふえるのではないかというような御心配があるかもしれませんが、調達価格19.03円から上昇した価格につきましては、落札者の負担ということになります。

また、もし入札が成立しなかった場合、例えば新電力などからの入札の申し込みがあった場合は、法により買い取りを義務づけられております一般電気事業者、九州電力さんでございしますが、調達価格19.03円で随意契約を締結することになります。以上でございます。

○橋本審査調整課長 労働委員会事務局でございます。

資料は、報告事項のつづりの最後のページ、9ページ、10ページでございます。

労働委員会では、労使紛争解決のために、資料の1番に記しました3つの項目の業務を行っております。

それらの業務の、ことし1月から8月までの状況でございますが、まず不当労働行為関係の事件について、申し立てはあっておりません。

それから、労働組合と会社側との紛争であります集団あっせんにつきましては、申請が1件ありましたが、解決に至らず打ち切りとなりました。

それから、労働者個人の方から申し立てのある個別あっせん事件は14件ございまして、そのうち4件は解決に至りましたが、残り10件につきましては会社側があっせんには参加できないとか、あるいは参加してあっせんを行いましたけれども、両者合意に至らずということで打ち切りになっております。

あっせんの申請の内容としては、解雇、退職に関するものが非常に多くなっております。その統計は、後ろのページに掲載しております。

労働委員会としては、これら件数以外にもいろいろ紛争があるのではないかと考えて、紛争がある場合には労働委員会のあっせん制度を活用していただくよう、周知に努めております。

ちょうど来る10月は、全国の労働委員会が共同でこのあっせん制度を広報する周知月間となっておりますので、私どもとしても広報に努めることにしております。

下のほうには、過去数年間の件数の推移を載せております。

それから裏のページですが、あっせんの項目別の内容でございます。

最後に、あっせん一つの事例を簡単に御紹介させていただきました。以上でございます。

○佐藤雅司委員長 以上で報告の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか。

○村上寅美委員 企業局に、荒瀬ダムというのは、全国で初の試みということを熊本県がやっているわけだね。だから、ノウハウとかいろいろな問題も全くこれはわからない中で、非常に創意工夫して発注もしただろうというふうに思いますけれども、やっぱり全国に経験者がいないということだから、ぜひ熊本県内業者の育成という意味でも、あるいは元請、下請等に可能な限り、ぜひひとつ県内業者ということは局長も考えているだろうけれども、そういう方向性で努力してもらいたいということ、要望しておきます。何か言うな。

○河野企業局長 おっしゃる御指摘、よく理解しております。

これは、もともと振興条例だったり、県としてもこの方向性というのはしっかり位置付けて進めているということも、しっかり理解

しております。

まず御承知のとおり、今受注した企業、もう御承知と思いますが、これからいろんな事業が展開される、6年の長丁場ですのでこれからいろいろ、今協議しながら——実は今おっしゃったように、この工法というのは初めてなものですから、発注はしましたが中身の工法とか、やっぱり今、工程を申し上げましたけれども、本当にこれでいいのかということも含めて、協議をしながら進めております。その工程、工程で出てくる事業なり工事なりは、やはりそういう面にも含めて、企業にもいろいろ要望しながら進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○高木健次委員 商工政策課の今の説明で、9社とも特別被害もなかったということですが、中には日本からの進出企業、パナソニックとか味千も被害をこうむったということですが、中国の今回の尖閣諸島の国有化に関する非常にデモとか何とかで、企業も中国進出はもうやめよう、ちょっと新聞等でも報道されていますけれども、親日国のミャンマーとかベトナムとかタイとか、そちらのほうに企業進出をシフトしようという機運が非常に高くなってきているような状況ですね。だから、その辺がいろいろな面で、各企業から、今言ったミャンマーとかベトナム方面への進出を検討したいとかいう相談が今からある程度出てくるんじゃないかなという感じがします。だから、その辺でもやっぱり県のほうもきちんと、その辺の状況を把握して、ミャンマーとかタイとかの親日国は日本企業が来てくれることを非常に歓迎といいますか、喜んで迎えるという状況をつくりつつありますから、確かに中国はもうやばい、やっぱり。皆さん、そう思いませんか。今までもそういうことで非常に報復という形で、とんでもないことをやりかねませんから、特に

レアアースにしても、いろいろ輸出入の規制あたりにしても、何でというようなことを国際感覚的に非常に未熟な部分が出てきますから、これからの企業がそういうシフトを変えるという状況も出てくると思いますから、その辺の状況をしっかり把握して、あっせんをまた違う安全な国にあっせんするような、そういうあれも出てくるとは思いますけれども、またその辺では何も企業から問い合わせとか何とかありませんか。

○木村商工政策課長 関係課はまたがるので、私のほうで答えさせていただきます。

もう委員おっしゃるとおりでございます。県としては今、基本的にチャイナプラスワン戦略ということで、中国のみならずというか、中国だけを頼りにするんじゃなく、次のASEANとかそちらのほうに向けたチャイナプラスワン戦略というものをしっかり考えております。また、その中でテクノ産業財団等と連携しながら、企業の海外進出については適宜的確に御相談に応じてまいりたいと思っておりますので、そういう体制は今後強化していくことになるというふうに御理解いただきたいと思います。

○高木健次委員 私も先般、南寧市それからベトナムのほうにちょっと視察に行ってきましたけれども、非常にやっぱり、南寧市あたりはそういうことに対する極端な報復とか、日本人に対する危害というものはないと思っておりますけれども、ベトナムに行ったときに、親日国というか、そういう感じを非常に受けました。ただ、インフラの整備が、やっぱり電力の不足とかで突然停電になるとかいうことでの懸念、問題、課題等もありますので、その辺もやっぱり県もしっかり状況を把握して、行く場所によってはそういうところもあるかもしれないし、しっかりその辺の状況把握と、それからそういう各企業等から相

談があったときには適切な判断材料を与えるように、その辺は特にお願いしておきたいと思えます。以上です。

○平野みどり委員 商工政策課の報告事項のほうなんですけど、コスタ・ビクトリア号が今度来ますけれども、先ほど御報告があったように、200名程度のキャンセルがあったということですが、1,600名規模の方たちが八代港に降りられて、八代で買い物をされたり、あるいは何か幾つかコースがあつて観光されるという話ですけども、私たちもテレビで見聞きして、中国でのああいった過激な行動に関して本当に眉をひそめるというか怒りもちょっと感じますけれども、こうやって日本に、そういう中でも来ようという方たちですので、間違ってもこちらのほうの対応も間違わないようにしないといけないということで、殊さら大げさにする必要はないですけども、何事も起こらないように、受け入れる側もきちんとした対応をしていただきたい。この中にそういう不穏な人たちが入っているとは信じたくはないですけども、そういったあつれきが、こういったせつかく来られるツアーの中で起こらないように、受け入れる側としても慎重に、ぴりぴりする必要はないですけども、ぜひ成功裏に受け入れたいなというふうに思っていますので、そこら辺ぜひ意を払っていただきたいなというふうに思いますが、何か特別、対応に関して考えておられることとかありますか。

○小原観光課長 10月20日に八代港にコスタクルーズ社の寄港が予定されておるところでございます。博多港に関しましては、あした入ってくるクルーズ船が既にもうキャンセルが決まっています、10月を含めると6便ほど欠航になっております。

それから先日博多港に入ってきたクルーズ船につきましては、乗客の一部が客船のとこ

ろにスローガンを書いている、横幕を書いているということもございました。今後、計画どおり入ってくるとなれば、どういう事態になるかわかりませんので、その分につきましては地元と協議会をつくって、これは警察のほうも入っていただいて、万全を期すように、そして心からのおもてなし、そして来年以降もこういったクルーズ船を誘致できるような形で準備を進めております。以上でございます。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんでしょうか。

○岩下栄一委員 中国との関係は非常に不幸な関係に今なっているけれども、これまでの日中国交回復40年間の交流そしてまた経済的な関係が非常に深くなっているから、できればこれはやっぱり継続して、中国は経済の相手国としては最大ですから、そういう方向でお願いしたいと思います。

グリーンエキスポ2012年というのは、これは中止ですか。日中国交回復40年事業だろうと思えますけれども。

○山内国際課長 本県の商工部では直接は関与はしておりませんが、いろいろ関連情報を調べている中で、時期が未定で延期になったという情報、イベント自体が中止になったという情報、いずれも入っていません。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 最後のその他でございますが、委員の先生から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 それでは、その他で山内課長ありましたら……。手短かに説明してください。

○山内国際課長 御報告ですが、米国モンタナ州と姉妹提携30周年を今年迎えております。先日、知事、議長にもモンタナのほうに行っていたところですが、10月5日から8日に、モンタナ州副知事を団長とする一行がいらっしゃいます。その一行の来熊に合せまして姉妹提携30周年訪問団に伴う記念碑を東門から出たすぐの緑樹帯のところに設置させていただきたいと思っております。

以上、報告させていただきました。

○佐藤雅司委員長 記念碑の設置ですね。よろしいでしょうか。

これに関してはありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が9件提出されております。お手元に写しを配付しておりますので、後でござんいただきますようお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午前11時58分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済常任委員会委員長